第十五条第二号中「第三十八条の二第二項」を「第三十九条第二項」に、「第三十九条第一号若しくは第三号」を「第四十一条第一号」に、「第四条第一項後段若しくは第二項後段」を「第三条後段（平成二十七年私学一元化政令第十七条第二項において準用する場合を含む。）」に、「長期給付」を「退職等年金給付」に改める。

第十六条第二項中「で第二十二条に規定する長期給付に相当する給付を行うもの」を削り、「被保険者若しくは」を「被保険者（加入者及び他の法律に基づく共済組合の組合員たる被保険者を除く。）若しくは」に改める。

第十九条（見出しを含む。）中「標準給与の月額」を「標準報酬月額」に、「標準給与の日額」を「標準報酬日額」に改める。

第二十条第一項第二号中「長期給付」を「厚生年金保険法による給付及び退職等年金給付」に改め、同項第四号中「（昭和二十九年法律第百十五号）」を削り、「の納付」の下に「及び同法の規定による交付金の受入れ」を加え、同条第二項第三号中「第一条第一項」を「第一条第一項第一号、第二号及び第三号」に、「老齢基礎年金、障害基礎年金及び遺族基礎年金」を「基礎年金」に、「業務」を「業務並びに同項第五号に規定する申請等の受理及び審査に関する業務」に改め、同号の次に次の一号を加える。

四　厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号）第四条の二の十四の規定に基づく申請等の受理及び審査に関する業務

第二十二条を次のように改める。

（厚生年金保険法による給付及び退職等年金給付）

第二十二条　事業団は、加入者及びその遺族に対し、厚生年金保険法第三十二条に規定する保険給付及び同法附則第二十九条に規定する脱退一時金並びに共済法第二十条第二項に規定する退職等年金給付を行う。

第二十三条の表傷病手当金付加金の項中「共済法第二十五条において準用する組合法第八十一条若しくは第八十七条の五に規定する障害共済年金若しくは障害一時金」を「厚生年金保険法による障害厚生年金若しくは障害手当金」に、「標準給与の日額」を「標準報酬日額」に、「給与の全部」を「報酬の全部」に、「障害共済年金又は障害一時金」を「障害厚生年金又は障害手当金」に、「障害共済年金を」を「障害厚生年金又は障害手当金を」に改め、同表災害見舞金付加金の項中「標準給与の月額」を「標準報酬月額」に改める。

第二十四条第一項中「第四十四条」を「第四十条」に改める。

第五章の次に次の一章を加える。

第五章の二　退職等年金給付に係る付与率等

（付与率）

第二十五条の三　共済法第二十五条において準用する組合法第七十五条第一項に規定する付与率（次条において「付与率」という。）は、千分の十五とする。

第二十五条の四　前条の規定にかかわらず、長期滞納指定法人等（第三十条の二第一項の規定により長期滞納指定法人等の指定を受けた学校法人等をいう。この条において同じ。）に所属する加入者又は加入者であった者のうち理事長が別に定めるもの（以下「指定法人等所属加入者」という。）に係る加入者期間の計算の基礎となる各月（当該長期滞納指定法人等に所属している間に係る月に限り、第二十七条第二項及び第四項の規定により加入者が負担すべき掛金等を免除された月を除く。）のうち掛金等が完納されていない月（次項において「掛金等未納月」という。）に係る付与率については、前条に規定する率に二分の一を乗じて得た率とする。ただし、長期滞納指定法人等となった日の属する月の前月までに給付事由が生じた退職等年金給付の受給権者である指定法人等所属加入者に係る当該退職等年金給付に係る給付算定基礎額（共済法第二十五条において準用する組合法第七十五条第一項に規定する給付算定基礎額をいう。この項及び第三項において同じ。）の計算の基礎となっている月に係る付与率並びに共済法第二十五条において準用する組合法第八十三条及び第八十九条に規定する職務障害年金及び職務遺族年金に係る給付算定基礎額の計算の基礎となっている付与率については、この限りでない。

2　長期滞納指定法人等が掛金等未納月に係る掛金等を完納したときは、前項本文の規定にかかわらず、当該長期滞納指定法人等に係る指定法人等所属加入者の当該完納した月に係る付与率については、前条に規定する率とする。

3　前項の規定は、共済法第二十五条において準用する組合法第七十九条の二第一項、第七十九条の三第一項及び第七十九条の四第一項に規定する一時金並びに共済法第二十五条において準用する組合法第八十二条の規定により受給権が消滅した退職年金に係る給付算定基礎額の計算の基礎となった付与率については、適用しない。

（給付算定基礎額に係る基準利率）

第二十五条の五　平成二十七年十月から平成二十八年九月までの間の各月において適用される共済法第二十五条において準用する組合法第七十五条第三項に規定する基準利率は、千分の四・八とする。

（終身年金現価率）

第二十五条の六　平成二十七年十月から平成二十八年九月までの期間において適用される共済法第二十五条において準用する組合法第七十八条第一項に規定する終身年金現価率は、別表第一に定めるとおりとする。

（有期年金現価率）

第二十五条の七　平成二十七年十月から平成二十八年九月までの期間において適用される共済法第二十五条において準用する組合法第七十九条第一項に規定する有期年金現価率は、別表第二に定めるとおりとする。

「第六章　掛金等」を「第六章　掛金等及び任意継続掛金」に改める。

第二十六条の見出し中「掛金等」の下に「及び任意継続掛金」を加え、同条第一項中「掛金」を「掛金等（共済法第二十七条第二項に規定する掛金等をいう。以下同じ。）」に改め、同条第二項中「標準給与の月額及び標準賞与の額」を「標準報酬月額及び標準賞与額」に改め、「割合」の下に「（以下「掛金率」という。）」を加え、同項の表を次のように改める。

	掛金率				
	短期給付等掛金率				退職等年金給付掛金率
	合計	内訳			
		短期給付分	福祉事業分	介護分	
甲種加入者					
介護納付金に係る掛金の徴収対象月	千分の八十八・二	千分の七十四・四五	千分の二・一・二五	千分の十	千分の十五
その他の月	千分の七十六・九五	千分の七十四・四五	千分の二・五		千分の十五
乙種加入者					
介護納付金に係る掛金の徴収対象月	千分の八十七・六五	千分の七十四・四五	千分の一・九五	千分の一・一・二五	
その他の月	千分の七十六・四	千分の七十四・四五	千分の一・九五		
丙種加入者	千分の一・九五		千分の一・九五		千分の十五

備考　この表及び次項の表において「介護納付金に係る掛金の徴収対象月」とは、共済法第二十七条第二項の規定により介護納付金に係る掛金を徴収することとなる月をいう。

第二十六条第三項中「社会保障協定実施特例法第七十六条第二項」を「平成二十七年私学一元化政令第十七条第一項」に、「長期給付」を「退職等年金給付」に、「第二十条第十四号」を「第二条第一項」に、「私学の社会保障協定実施特例政令第三条第二項」を「同条第二項」に、「標準給与の月額及び標準賞与の額と掛金との割合」を「掛金率」に改め、同項の表を次のように改める。